

鈴鹿市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：河田158号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
十宮町字一ノ堰 579 番 1 地先から	旧	44.7	5.5～7.1
十宮町字一ノ堰 1375 番地先まで	新	44.7	6.4～7.5

路線名：十宮418号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
十宮町字西川原 744 番 1 地先から	旧	150.1	4.0～6.0
河田町字天白 1341 番地先まで	新	150.1	6.1～9.7